

(別添4)

第三者評価結果に対する福祉サービス事業者のコメント

(令和5年 12月 26日記載)

この度は、当法人が運営する共同生活援助第二明星学園において、第三者評価を実施して頂き、理念や日々私共が取り組んでいる支援等について、高く評価して頂きましてありがとうございます。

令和元年度以来2回目の受審となりました。今回も多岐にわたる項目についての調査となりましたが、その一つ一つを振り返りながら、運営・管理していく上で施設としてのやるべきことを再認識したところです。

前回に引き続き、私共が思っている以上に高く評価して頂いた部分が多く、その部分については日々取り組んでいる支援に対して自信を持って続けていくこと、また高い評価に恥じないように継続して努力していく謙虚な気持ちも併せ持って取り組んでいきたいと改めて思いました。

一方で足りない部分、改善が必要な点もありました。具体的には、朝食のメニューが一定パターン化していること、世話人の中には、勤務形態に関して負担感を感じている人もいたという点でした。

朝食のメニューについては、利用者の嗜好の希望を改めて確認し、調理方法の工夫なども含め、豊かな食事を提供できるように努めていきたいと考えます。

また、世話人の勤務形態については、入居者の昼間の活動体制に重点を置いている関係上、すぐに改善できる内容ではないため、世話人の意見を聞きながら時間を掛けて話し合いをする必要があると感じています。

利用者調査では、全体的には利用者に満足頂いているという印象を受けました。ヒヤリングでも特に不満な意見が無かったのは幸いでしたが、これに満足することなく、今後も利用者の気持ちに寄り添った支援を継続していきたいと思えます。

また、世話人などの教育や職場環境を見直しながら職員が長く働ける職場として定着すること、利用者が不満なく普通に生活できること、さらに地域の方々と互いに支え合える関係を構築することで、私共が目指す、法人の理念でもある「みんな幸せになりたい あなたも私も」に近づいていけるものと信じています。この第三者評価を継続的に実施し、風通し良く、より良いグループホームを目指していきたいと思えます。

この度は、有意義な機会をいただきまして、誠にありがとうございました。

- * 公表の同意をした場合は、評価機関に、電磁的に作成し電磁的に保存した媒体及び当該媒体を出力した書面（署名をすること。）を提出すること。
- * 評価機関は、福祉サービス事業者から提出のあった当該書面を県へ提出すること。

社会福祉法人明星会
第二明星学園
園長 宮下 智